

使用料の見直しにかかる基本的な考え方（案）

1．使用料の算定方式

$$\text{使用料} = \text{原価（人件費 + 管理運営事業費 + 減価償却費）} \times \text{受益者負担割合}$$

- ・原価...「人件費」、「管理運営事業費」、「減価償却費」の合計
- ・受益者負担割合...「日常生活上の必要性」、「民間による提供の可能性」に応じた負担割合

2．原価について

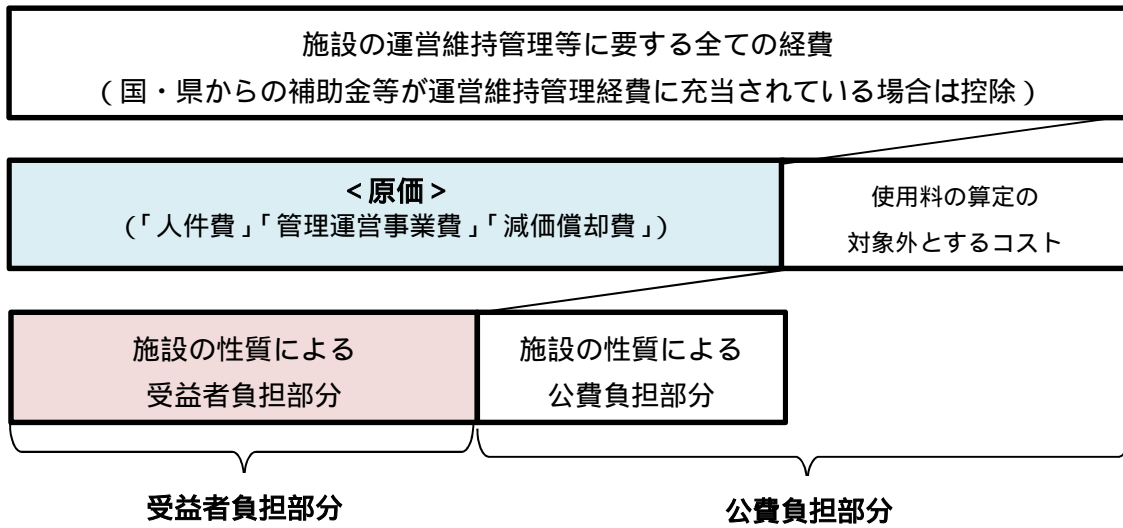
【原価に含む主な費用】

分類	項目	説明
人件費	給料、職員手当、共済費など	サービス提供や施設を維持するための業務に直接従事する職員の人件費
管理運営事業費	賃金等	臨時職員の賃金など
	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費など
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料など
	委託料	施設の管理委託料など
	使用料及び賃借料	機器のリース料など
備品購入費	施設の管理運営に関わるものなど	
減価償却費	減価償却費	建物取得時等に要した支出額を耐用年数で除して年度毎に配分

【原価に含まない費用】

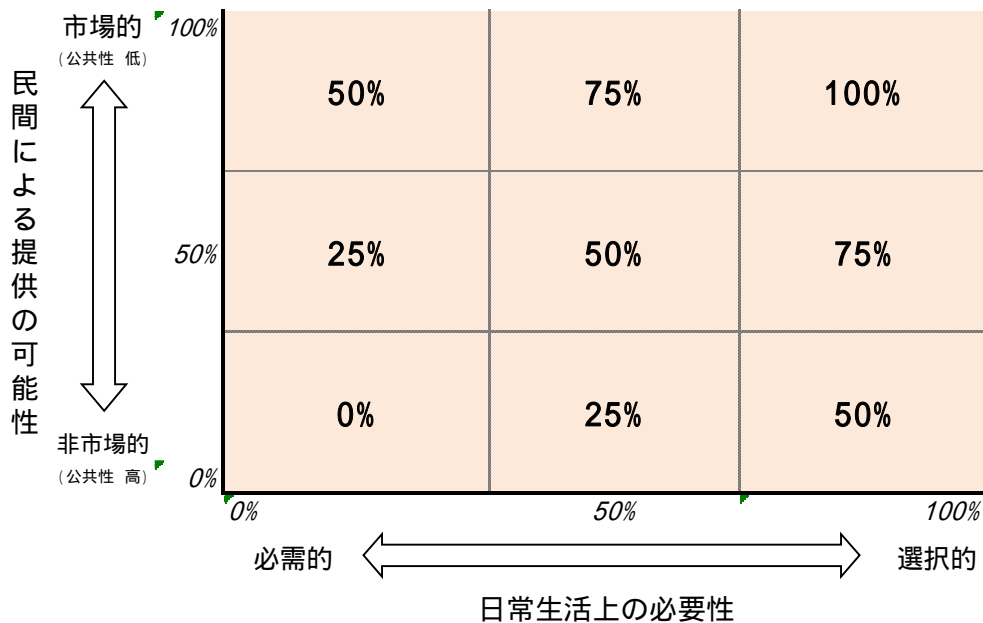
原価に算定しない費用	理由
土地の取得に要した費用	土地は施設の廃止後も市の資産として残り、原価を将来に渡って費用配分する減価償却の考え方に適さないため。
災害等により一時的・臨時的に要した費用	災害等の特殊事情により一時的、臨時的に要した費用は、通常サービスを提供するのに直接関連する費用ではないため、対象外とする。

原価の考え方イメージ図



3 . 受益者負担割合について

対象とする施設の「日常生活上の必要性」と「民間による提供の可能性」に応じた受益者の負担割合を設定する。



- ・「日常生活上の必要性」(ヨコ軸)
 - 選択的...日常生活をより便利で快適なものとするため、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設
 - 必需的...市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設
- ・「民間による提供の可能性」(タテ軸)
 - 非市場的...民間による提供が困難な施設
 - 市場的...民間による提供が期待できる施設